

令和6年度第2回労働者安全衛生対策部会 追加質問・意見

福島県原子力安全対策課

項目 (資料番号、頁番号等)	専門委員等からの追加意見・コメント	東京電力の回答
資料 4-1 資料 4-3	<p>「被曝量について、昨年もお聞きしたかと思いますが、東電の社員と協力会社の社員で、分布が大きく違います（もちろん協力会社の方が、被曝量が多い）。業務の内容が違うので致し方ないことは理解できますが、今後の継続的な人員の確保等を考えてももう少し協力会社の方の被曝量を抑える努力を継続的に行って頂きたいと思っております。</p>	<p>ご意見誠にありがとうございます。社員及び協力企業作業員の被ばく線量については、線量限度（100 mSv/5年かつ50 mSv/1年）を超えないことはもとより、ALARAの精神に則り、引き続き低減するよう努めてまいります。</p> <p>協力企業も含め極端に線量が高い個人を減らすために個人線量目標値を設定し、放射線防護の最適化を図ることを継続してまいります。また、個人線量の高い作業件名については、線量低減対策を十分に検討し個人線量目標値を満足できるよう活動してまいります。</p>
資料 5	<p>増設 ALPS における身体汚染の事例以外でこれまでに除染対応について改善した事例はあるか。また改善点としてどのような点があるか。</p>	<p>これまで増設 ALPS における身体汚染の事例以外の除染対応において行った改善事例としては、除染キットの拡充（増設 ALPS における身体汚染事例以前においても見直しを実施）の他、顔面汚染発生時の除染対応訓練の実施等がございます。また、上記の他に、身体汚染防止対策として、アノラックを改良し、全面マスク用アノラックを新たに調達し、現場配備しております。</p>